

「フィプロニル」の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

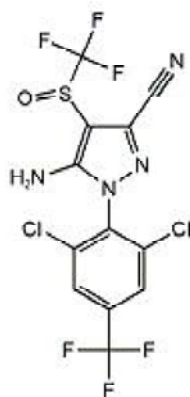
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく、飼料中の農薬の残留基準（いわゆる暫定基準）の設定は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第3号に該当することから、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価については、本施策の施行後相当の期間内に食品安全委員会に依頼することとされている。

今般、評価に必要な資料が整ったことから、食品安全基本法第24条第1項及び第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

本剤は殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料原料である乾牧草及び家畜に給与する段階での飼料を対象に残留基準を設定した。

なお、本評価依頼に当たって、家畜代謝試験及び家畜移行試験（2001年JMPR評価書）を提出する。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後に、飼料中の残留基準の検討を行うこととし、その際には、当該基準及び飼料原料の最大摂取割合に基づき設定される畜産物中の残留基準が人の健康に悪影響を及ぼさないものであり、飼料給与が困難とならないよう厚生労働省と調整を図ることとしている。